

AED（自動体外式除細動器）賃貸借仕様書

1. 運用

この仕様書は、AED(自動体外式除細動器)賃貸借について適用する。

2. 期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3. 台数

8台「8. 設置場所」の各施設に各1台。

4. 現行機

株式会社CUメディカルシステムズ製 CU-SP1

5. 製品仕様

- (1) 機器本体及び使用するパッドは医療器具（除細動器）として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の承認を得ていること。
- (2) 通電波形は、二相波形式で出力エネルギーは150J以上であること。
- (3) バッテリー方式で作動し、ショックの回数が140回以上のものであること。
- (4) 1回目の通電で蘇生しなかった場合、2回目以降の出力エネルギーが増加する機種であること。
- (5) ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセル）する機能があること。
- (6) 機械にCPR（心肺蘇生法）の手順のコーチング機能がついていること。その内容として、胸骨圧迫は手の置き方を含み、人工呼吸は気道確保の方法・タイミングを含む手順・回数を音声で指示出来るものとする。
- (7) 小児専用パッドを用意すること。もしくは成人モードと小児モードを、電源を落とすことなく小児キーもしくはスイッチによる切り替えにより使用可能であること。
- (8) 自己診断機能（セルフモード機能）を有していること。
- (9) AEDの収納にあたっては現在、各施設に設置されている専用ボックス（別添①）を利用するか、もしくは納入予定のAEDの機種専用壁掛式ボックスを新設すること。
- (10) 新品であること。
- (11) AED1台毎に、付属品として以下のものを納品すること。
 - ・バッテリー（本体付属のもの）
 - ・専用キャリングケース
 - ・パッド1組（本体付属のもの）以外に、予備のパッド（大人用・小児用）各1組ずつ（但し成人モードと小児モードの切り替え可能器ならば、予備の小児用パッドは不要）
 - ・AED設置ステッカー2枚

6. 提供資料

履行期間開始までに、以下の資料を提出すること。

- ・取扱説明書（AED一台毎に1冊）
- ・設置機械カタログ（AED一台毎に1冊）

7. 保守について

- (1) 簡単な作業であっても、各施設に対し、部品交換や修理作業を要求することは、これを認めない。
- (2) 定期消耗品は、使用期限前に無償で受注者が交換作業を行うこと。また、使用期限に至っていない期間であっても、バッテリー早期消耗やパッドの乾燥等の異常があったときは、速やかに無償にて交換すること。
- (3) 消耗品の使用時は、無償で即納すること。
- (4) 通常保管管理状態の故障・破損・盗難時には、機器（本体・専用キャリングケース・収納ボックス・AED 設置ステッカー・消耗品を含む本体付属品）の修理・交換を無償で行うこと。修理期間中は代替品を無償で支給すること。
- (5) 設置場所の施設職員等が AED の異常を発見し、連絡した場合は、速やかに対処し、AED を使用可能な状態にすること。対処に掛かる費用は、部品交換や修理費用を含め、すべて無償で行うこと。
- (6) リース期間中に製造メーカーから出されたリコール等については、速やかに報告するとともに、製品交換、部品交換、修理等の対処を速やかに無償で行うこと。
- (7) 自動遠隔監視システムを導入すること。ただし、システムの導入及び使用にあたっては、公共施設の電源使用及び電源・配線工事等を不可とする。なお、自動遠隔監視システムは 24 時間 365 日、遠隔で自動監視が可能であり、本契約による全ての AED を一元管理する機能を有すること。システムの確認については受注者で行うものとし、異常発生時、受注者は直ちに 8.設置場所記載の各施設及び発注者に報告するとともに、修理可能な担当者を派遣して、確認・修理・必要に応じた部品交換を行うか、すぐに対応ができない場合、代替品を用意する等して、速やかに対応すること。（ただし、土日祝日、休館日、年末年始及び夜間時の対応については発注者と事前に協議すること。）なお、システムについては、発注者も併せて確認できる体制を確保すること。

8. 設置場所

①枚方市立中央図書館 （枚方市車塚 2－1－1）

TEL : 050-7105-8141 FAX : 072-851-0962 Mail : toshokan1-1@city.hirakata.osaka.jp

②枚方市立香里ヶ丘図書館（枚方市香里ヶ丘 4 丁目 2－1）

TEL : 050-7102-3111 FAX : 072-853-2041 Mail : trc.hirakata-korilib@basil.ocn.ne.jp

③枚方市立楠葉図書館 （枚方市楠葉並木 2－2 9－5）

TEL : 050-7102-3113 FAX : 072-857-8030 Mail : kuzuha@hira-manatsuna-library.jp

④枚方市立菅原図書館 （枚方市長尾元町 1－3 5－1）

TEL : 050-7102-3115 FAX : 072-857-0463 Mail : sugawara@hira-manatsuna-library.jp

⑤枚方市立さだ図書館 （枚方市北中振 3－2 7－1 0）

TEL : 050-7102-3117 FAX : 072-834-3901 Mail : hirakata-sada-lib@office.eonet.ne.jp

⑥枚方市立御殿山図書館 （枚方市御殿山町１０－１６）

TEL：050-7102-3119 FAX：072-840-2141 Mail：gotenyama@hira-manatsuna-library.jp

⑦枚方市立牧野図書館 （枚方市宇山町４－５）

TEL：050-7102-3121 FAX：072-855-1022 Mail：hirakata-makino-lib@office.eonet.ne.jp

⑧枚方市立津田図書館 （枚方市北町２丁目２５－３）

TEL：050-7102-3123 FAX：072-859-6200 Mail：tsuda@hira-manatsuna-library.jp

９．支払い

支払いについては、部分払い 59 回と完了払いとする。ただし、部分払いにて、契約金額の 60 分の 1 以内、残額については賃貸借期間終了後に支払うものとする。

１０．その他

- (１) 受注者は、高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可を受けていること。
- (２) 設置費用は契約金額に含めることとする。
- (３) AED の機種専用壁掛式ボックスを新設する場合は、既存の収納ボックスの取り外し及び廃棄処分は、受注者が行うこと。なお、その費用は契約金額に含めることとする。
- (４) 動産総合保険の付保については、契約金額の中に含めること。
- (５) 賃貸借期間満了時に既存機器の引取を行うこと。なお、引取費用は契約金額に含めること。
- (６) 契約後、この仕様書に疑義が生じた場合、及びその他明記されていない事項は、双方の協議によること。
- (７) AED 設置時、または、消耗品交換時に、取扱方法・注意事項の説明を履行場所毎に行うこと。
- (８) 納入については、受注者の責任において行い、納入にあたっては事前に中央図書館と調整すること。

１１．担当者

担当課 枚方市教育委員会総合教育部中央図書館

所在地 〒573-1159 大阪府枚方市車塚 2 丁目 1-1

電話番号 050-7105-8110

FAX 072-851-0962

Eメール toshokan1-1@city.hirakata.osaka.jp

以上

別添①

横 40 cm、縦 54 cm（扉の上部含む）、奥行：19 cm（全て外寸）

